

祝

辞

平成二十九・一一・二〇 東京国際フォーラム  
地方自治法施行七十周年記念式典

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、地方自治法施行七十周年記念式典が挙行されますことは、誠に意義深く、お慶び申し上げます。

日本国憲法の下に、新しい地方自治制度が発足してから満七十年、この間、地方自治をめぐる仕組みは、地方公共団体の自主性と自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るべく、整備、拡充され、地方自治は、我が国社会の発展と地域住民の福祉の増進に多大な寄与をしてきました。

地方自治法には、自治行政上の紛議を解決する司法手続も定められており、この間裁判所も、その職責の遂行に努めてまいりました。

とはいえ、我が国の地方自治が、今日の充実を見るに至ったのは、何よりも、地方自治に直接携わる関係各位のお力に負うところが大きいことは改めて申し上げるまでもありません。今日、経済の構造的な変化、価値観の多様化が進み、多くの課題に直面している状況にあつて、地域社会を支える地方自治の重要性の認識とその健全な発展に対する期待は、国民の等しく有するところであるといえましょう。

本日の式典に当たり、地方自治のこれまでの歩みに思いを致し、その運営に貢献された各位に深く敬意を表するとともに、今後、地方自治がより一層の発展を遂げ、その役割を果たされるよう祈念して、私の祝辞といたします。

平成二十九年十一月二十日

最高裁判所長官 寺田逸郎